

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道
北海道教育委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員訓令
北海道労働委員会
北海道議会
北海道企業局

目次

北海道
北海道教育委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員訓令
北海道労働委員会
北海道議会
北海道企業局

○第58回全国植樹祭北海道実施本部設置規程.....（全国植樹祭推進室） 29

告示

○有害興行の指定.....（道民活動文化振興課） 35
○土地改良区役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課） 36
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課） 37
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課） 37
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課） 37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課） 37
○土地収用法による事業の認定.....（建設部総務課） 38
○北海道測量業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正.....（建設部総務課） 38
○建設業者に対する監督処分.....（建設情報課） 38
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課） 38
○都市計画の変更の決定.....（都市計画課） 38
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正
.....（出納局総務課） 39

支庁告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 40

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示..... 40
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）..... 41
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）..... 44

北海道
北海道教育委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員訓令第1号
北海道労働委員会
北海道議会
北海道企業局

庁中一般
部局

第58回全国植樹祭北海道実施本部設置規程を次のように定める。
平成18年9月15日

北海道知事 高橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興
北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則
北海道代表監査委員 宮 間 利 一
北海道労働委員会会長 曾 根 理 之
北海道議会議長 高 橋 文 明
北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

第58回全国植樹祭北海道実施本部設置規程
（設置）

第1条 第58回全国植樹祭に関する業務を円滑に処理するため、道に第58回全国植樹祭北海道実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

（組織及び所掌業務）

第2条 実施本部に別表第1の左欄に掲げる部を置き、その所掌業務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 別表第2の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その所掌業務は、それぞれ

同表の右欄に掲げるとおりとする。

（本部長、副本部長、参与及び本部付）

第3条 実施本部に本部長、副本部長、参与及び本部付を置く。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、水産林務部の事務を担当する副知事をもって充てる。

4 参与は、教育長及び公営企業管理者をもって充てる。

5 本部付は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

6 本部長は、実施本部を代表し、実施本部に関する業務を統括する。

7 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 参与は、実施本部に関する業務に参与し、特に命じられた事項を処理する。

9 本部付は、実施本部の連絡調整に関する事項その他特に命じられた事項を処理する。

（部長、副部長及び部付）

第4条 部に部長、副部長及び部付を置く。

2 部長、副部長及び部付は、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、上司の命を受け、部内の業務を掌理する。

4 副部長は、上司の命を受け、部内の業務を整理し、部長を補佐する。

5 部付は、部の連絡調整に関する事項その他特に命じられた事項を処理する。

（班長、副班長及び班員）

第5条 班に班長、副班長及び班員を置く。

2 班長及び副班長は、別表第5の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる役職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 班員は、班長又は副班長の職にある者と同一の部、局、室若しくは課又は出先機関等に所属する職員をもって充てるほか、知事の事務局、教育庁、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局及び企業局の職員のうち、本部長が別に定める部課等又は出先機関等に所属する者をもって充てる。

4 班長は、上司の命を受け、班の業務を掌理する。

5 副班長は、上司の命を受け、班の業務を整理し、班長を補佐する。

6 班員は、上司の命を受け、班の業務に従事する。

7 部長は、特に必要があると認めるときは、班員を当該班員の属する班以外の班の業務に従事させることができる。

（実施本部の庶務）

第6条 実施本部の庶務は、水産林務部林務局全国植樹祭推進室において処理する。

（本部長への委任）

第7条 この訓令に定めるもののほか、実施本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部

長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成18年9月15日から施行する。

2 この訓令は、平成19年8月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

部 の 所 掌 業 務

部 名	所 掌 業 務
総 務 部	1 実施本部に関する各業務の総括に関すること。 2 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 3 各部との連絡調整に関すること。 4 その他他部の所掌に属さないこと。
広 報 部	1 広報及び報道に関すること。 2 取材調整に関すること。
記念式典部	1 記念式典に関すること。 2 出演者に係る対応に関すること。
式典植樹部	1 お手植え及びお手播きに関すること。 2 代表者記念植樹に関すること。
植樹第1部	静川会場における参加者記念植樹に関すること。
植樹第2部	1 モーラップ会場の運営に関すること。 2 モーラップ会場における参加者記念植樹に関すること。
会場第1部	1 記念式典会場の施設等の設営及び維持管理に関すること。 2 記念式典会場の入場管理、場内整理及び参加者の案内に関すること。 3 記念式典会場での接待及び場内の美化清掃に関すること。 4 サービス広場の運営に関すること。
会場第2部	1 静川会場の消防・防災活動に関すること。 2 静川会場の参加者の救護に関すること。 3 静川会場の衛生管理に関すること。 4 静川会場の警備活動に関すること。
会場第3部	白鳥アリーナ会場の運営に関すること。
特別接伴部	1 特別接伴に係る総合調整に関すること。 2 レセプション及び昼食会に関すること。
輸送第1部	1 静川会場に係る参加者の宿泊の手配及び受付に関すること。 2 静川会場に係る宿泊参加者のバス輸送に関すること。

輸送第2部	1 静川会場に係る当日参加者の受付に関する事。 2 静川会場に係る当日参加者のバス輸送に関する事。
輸送第3部	静川会場及びその周辺の車両運行管理に関する事。

別表第2（第2条関係）

班の所掌業務

部名	班名	所掌業務
総務部	総務班	1 実施本部に関する各業務の総括に関する事。 2 各部との連絡調整に関する事。 3 部内の庶務に関する事。 4 部内の動員計画等に関する事。 5 他部及び部内の他班の所掌に属さない事。
	連絡調整班	1 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。 2 実施本部に係る動員計画等の調整に関する事。
広報部	広報報道班	1 部内の庶務に関する事。 2 部内及び他部との連絡調整に関する事。 3 部内の動員計画等に関する事。 4 報道関係者（林野庁関係記者会に係るものを除く。）の受付に関する事。 5 報道資料の準備及び配付に関する事。 6 記録写真の撮影及び整理に関する事。 7 報道員控室の管理に関する事。 8 取材調整に関する事。 9 部内の他班の所掌に属さない事。
	林野報道班	林野庁関係記者会の受付に関する事。
記念式典部	式典運営班	1 部内の庶務に関する事。 2 部内及び他部との連絡調整に関する事。 3 部内の動員計画等に関する事。 4 記念式典の実施に係る総合調整に関する事。 5 記念式典の用具等の管理保管に関する事。 6 部内の他班の所掌に属さない事。
	出演者班	1 出演者に係る対応の総合調整に関する事。 2 出演者の接遇及び案内に関する事。 3 出演者控室の管理に関する事。

式典植樹部	式典植樹班	1 部内の庶務に関する事。 2 他部との連絡調整に関する事。 3 部内の動員計画等に関する事。 4 お手植え及びお手播きに関する事。 5 代表者記念植樹の実施に関する事。
植樹第1部	施設管理班	1 部内の庶務に関する事。 2 部内及び他部との連絡調整に関する事。 3 部内の動員計画等に関する事。 4 静川会場の植樹地の管理に関する事。 5 部内の他班の所掌に属さない事。
	植樹指導班	1 静川会場の植樹地における植樹指導に関する事。 2 静川会場の植樹地における植樹用具等の管理に関する事。
植樹第2部	施設管理班	1 部内の庶務に関する事。 2 部内及び他部との連絡調整に関する事。 3 部内の動員計画等に関する事。 4 モーラップ会場における施設管理に関する事。 5 モーラップ会場における植樹指導に関する事。 6 モーラップ会場における植樹用具等の管理に関する事。 7 部内の他班の所掌に属さない事。
	参加者誘導班	1 モーラップ会場に係る参加者の受付に関する事。 2 モーラップ会場における車両運行管理に関する事。
会場第1部	会場管理班	1 部内の庶務に関する事。 2 部内及び他部との連絡調整に関する事。 3 部内の動員計画等に関する事。 4 記念式典会場の施設等の設営及び維持管理に関する事。 5 部内の他班の所掌に属さない事。
	会場案内班	1 記念式典会場における入場管理の総合調整に関する事。 2 記念式典会場における場内整理及び参加者の案内誘導に関する事。

		3 総合案内所の運営に関する事				関すること。 3 レセプション及び昼食会の会場整理に関する事
		1 湯茶接待所の運営に関する事。 2 弁当の配付及び回収に関する事。 3 歩行困難者の介助等に関する事。 4 記念式典会場の美化清掃に関する事。			管理運営班	1 部内の庶務に関する事。 2 部内及び他部との連絡調整に関する事。 3 部内の動員計画等に関する事。 4 招待者、本部員及び協力員等の宿泊の手配に関する事。 5 静川会場に係る宿泊参加者のバス輸送計画等に関する事。 6 部内の他班の所掌に属さないこと。
	会場第2部	サービス広場班				1 静川会場に係る宿泊参加者の宿泊の受付に関する事。 2 静川会場に係る宿泊参加者のバス添乗に関する事。
		消防防災班			宿泊参加者輸送班	
		1 部内の庶務に関する事。 2 部内及び他部との連絡調整に関する事。 3 部内の動員計画等に関する事。 4 静川会場の消防・防災活動に関する事。 5 部内の他班の所掌に属さないこと。			管理運営班	1 部内の庶務に関する事。 2 部内及び他部との連絡調整に関する事。 3 部内の動員計画等に関する事。 4 静川会場に係る当日参加者のバス輸送計画等に関する事。 5 部内の他班の所掌に属さないこと。
		救護班				1 静川会場に係る当日参加者の受付に関する事。 2 静川会場に係る当日参加者のバス添乗に関する事。
		衛生管理班			管理運営班	1 部内の庶務に関する事。 2 部内及び他部との連絡調整に関する事。 3 部内の動員計画等に関する事。 4 静川会場及びその周辺の車両運行管理計画等に関する事。 5 部内の他班の所掌に属さないこと。
		巡回警備班				
	会場第3部	管理運営班			当日参加者輸送班	
		1 部内の庶務に関する事。 2 部内及び他部との連絡調整に関する事。 3 部内の動員計画等に関する事。 4 白鳥アリーナ会場への出展に係る連絡調整に関する事。 5 白鳥アリーナ会場に係る参加者の受付に関する事。 6 白鳥アリーナ会場における車両管理及び通行規制に関する事。			管理運営班	1 部内の庶務に関する事。 2 部内及び他部との連絡調整に関する事。 3 部内の動員計画等に関する事。 4 静川会場及びその周辺の車両運行管理計画等に関する事。 5 部内の他班の所掌に属さないこと。
	特別接伴部	特別接伴班			駐車場管理第1班	静川会場及びその周辺の駐車場(バス駐車場を除く。)における車両管理及び通行規制に関する事。
		特別設営班			駐車場管理第2班	バス駐車場における車両管理及び通行規制に関する事。
		1 レセプション及び昼食会の運営管理に関する事。 2 レセプション及び昼食会に係る招待者の受付に				

別表第3（第3条関係）

本部付に充てる職

職 員 監
 経 済 部 参 事 監
 農 政 部 参 事 監
 教育庁企画総務部長
 教育庁生涯学習部長
 人事委員会事務局長
 監査委員事務局長
 労働委員会事務局長
 議 会 事 務 局 長
 企 業 局 長

別表第4（第4条関係）

部長、副部長及び部付に充てる職

役 職 名	職 名
総務部長	水産林務部長
総務部副部長	水産林務部林務局全国植樹祭推進室長
総務部部付	水産林務部次長
同	水産林務部林務局長
広報部長	知事政策部長
広報部副部長	知事政策部次長
広報部部付	水産林務部森林環境局長
記念式典部長	総務部長
記念式典部副部長	総務部次長
記念式典部部付	総務部次長兼人事局長
同	総務部次長兼財政局長
同	総務部行政改革局長
同	総務部行政改革局大学改革推進室長
同	総務部人事局次長
同	総務部北方領土対策本部長
式典植樹部長	副出納長兼出納局長
式典植樹部副部長	出納局次長
式典植樹部部付	出納局入札管理室長

植樹第1部長	企画振興部長
植樹第1部副部長	企画振興部次長
植樹第1部部付	企画振興部次長兼科学 I T 振興局長
同	企画振興部地域振興・計画局長
同	企画振興部地域振興・計画局計画室長
同	企画振興部地域主権局長
同	企画振興部地域主権局次長
同	企画振興部新幹線・交通企画局長
同	企画振興部新幹線・交通企画局新幹線対策室長
同	企画振興部科学 I T 振興局次長
植樹第2部長	胆振支庁長
植樹第2部副部長	胆振支庁副支庁長
植樹第2部部付	室蘭土木現業所長
会場第1部長	環境生活部長
会場第1部副部長	環境生活部次長
会場第1部部付	環境生活部環境局長
同	環境生活部環境局次長
同	環境生活部生活局長
同	環境生活部生活局次長
会場第2部長	保健福祉部長
会場第2部副部長	総務部危機対策局長
会場第2部部付	保健福祉部次長
同	保健福祉部保健医療局長
同	保健福祉部保健医療局次長
同	保健福祉部福祉局長
同	保健福祉部福祉局次長
同	保健福祉部道立病院管理局長
同	保健福祉部子ども未来推進局長
同	保健福祉部技監
同	胆振保健福祉事務所長
会場第3部長	胆振支庁長
会場第3部副部長	胆振支庁副支庁長
同	室蘭土木現業所長
特別接伴部長	知事政策部知事室長
特別接伴部副部長	知事政策部知事室次長
特別接伴部部付	水産林務部水産局長

同	水産林務部技監	部 名	役 職 名	職 名
同	教育庁企画総務部総務政策局長			
同	教育庁企画総務部教職員局長			
同	教育庁新しい高校づくり推進室長			
同	教育庁生涯学習部生涯学習推進局長			
同	教育庁生涯学習部生涯学習推進局次長			
同	教育庁生涯学習部学校教育局長			
同	人事委員会事務局次長			
同	監査委員事務局次長			
同	議会事務局次長			
輸送第1部長	経済部長	総 務 部	総務班長 総務班副班長	水産林務部林務局全国植樹祭推進室参事 水産林務部林務局全国植樹祭推進室主幹
輸送第1部副部長	経済部次長			
輸送第1部部付	経済部観光のくにづくり推進局長		連絡調整班長 連絡調整班副班長	水産林務部総務課長 水産林務部総務課主幹
同	経済部観光のくにづくり推進局次長			
同	経済部商工局長		広報報道班長 広報報道班副班長	水産林務部総務課参事 水産林務部総務課主幹
同	経済部産業立地推進局長			
同	経済部労働局長		林野報道班長 林野報道班副班長	水産林務部林務局林業木材課参事 水産林務部林務局林業木材課主幹
同	経済部労働局次長			
輸送第2部長	農政部長	記念式典部	式典運営班長 式典運営班副班長	水産林務部森林環境局森林活用課長 水産林務部森林環境局森林活用課主幹
輸送第2部副部長	農政部次長			
輸送第2部部付	農政部食の安全推進局長		出演者班長 出演者班副班長	水産林務部森林環境局森林活用課参事 水産林務部森林環境局森林活用課主幹
同	農政部農業経営局長			
同	農政部農村振興局長	式典植樹部	式典植樹班長 式典植樹班副班長	水産林務部林務局森林整備課長 水産林務部林務局森林整備課主幹
同	農政部技監			
輸送第3部長	建設部長	植樹第1部	施設管理班長 施設管理班副班長	水産林務部林務局治山課長 水産林務部林務局治山課主幹
輸送第3部副部長	建設部次長			
輸送第3部部付	建設部建設管理局長		植樹指導班長 植樹指導班副班長	水産林務部林務局治山課参事 胆振森づくりセンター所長 林業試験場企画指導部長 林産試験場企画指導部長 水産林務部林務局治山課主幹
同	建設部土木局長			
同	建設部まちづくり局長	植樹第2部	施設管理班長 施設管理班副班長	胆振森づくりセンター所長 胆振森づくりセンター管理課長 胆振森づくりセンター普及課長 胆振森づくりセンター森林整備課長 胆振森づくりセンター管理課主幹
同	建設部住宅局長			
同	建設部建築局長		参加者誘導班長 参加者誘導班副班長	胆振支庁産業振興部長 胆振支庁産業振興部林務課長 胆振支庁産業振興部林務課主幹
同	建設部技監			
備考 職名の欄に掲げる職にある者が2名以上いるときは、本部長が指定する者とする。		会場第1部	会場管理班長 会場管理班副班長	水産林務部林務局林業木材課長 水産林務部林務局林業木材課主幹
別表第5（第5条関係）				
班長及び副班長に充てる職				

	会場接待班長 会場接待班副班長	水産林務部林務局林業木材課参事 水産林務部林務局林業木材課主幹	
	サービス広場班長 サービス広場班副班長 同	水産林務部水産局水産経営課長 水産林務部水産局水産経営課参事 水産林務部水産局水産経営課主幹	
	会場第2部	消防防災班長 消防防災班副班長	総務部危機対策局防災消防課長 総務部危機対策局防災消防課主幹
		救護班長 救護班副班長	保健福祉部保健医療局医療政策課長 保健福祉部保健医療局医療政策課主幹
衛生管理班長 衛生管理班副班長		保健福祉部保健医療局食品衛生課長 保健福祉部保健医療局食品衛生課主幹	
巡回警備班長 巡回警備班副班長		水産林務部水産局漁業管理課長 水産林務部水産局漁業管理課主幹	
会場第3部	管理運営班長 管理運営班副班長 同	胆振支庁産業振興部長 胆振支庁産業振興部林務課長 胆振支庁産業振興部林務課主幹	
	特別接伴部	特別接伴班長 特別接伴班副班長 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	知事政策部参事 農政部農政課長 教育庁企画総務部総務政策局教育政策課長 議会事務局総務課長 総務部総務課主幹 知事政策部主幹 企画振興部総務課主幹 環境生活部総務課主幹 保健福祉部総務課主幹 経済部総務課主幹 農政部農政課主幹 水産林務部総務課主幹 建設部総務課主幹 出納局総務課主幹 教育庁企画総務部総務政策局教育政策課主幹 人事委員会事務局総務審査課主幹 監査委員事務局総務課主幹 労働委員会事務局総務審査課主幹 議会事務局総務課主幹

輸送第1部	同	企業局総務課主幹	
	特別設営班長 特別設営班副班長	知事政策部知事室国際課長 知事政策部知事室国際課主幹	
	管理運営班長 管理運営班副班長	水産林務部林務局森林計画課長 水産林務部林務局森林計画課主幹	
	宿泊参加者輸送班長 宿泊参加者輸送班副班長 同	経済部観光のくにつくり推進局参事 経済部観光のくにつくり推進局参事 経済部観光のくにつくり推進局主幹	
	輸送第2部	管理運営班長 管理運営班副班長	水産林務部森林環境局道有林課長 水産林務部森林環境局道有林課主幹
		当日参加者輸送班長 当日参加者輸送班副班長 同	経済部観光のくにつくり推進局参事 経済部観光のくにつくり推進局参事 経済部観光のくにつくり推進局主幹
	輸送第3部	管理運営班長 管理運営班副班長 同	水産林務部水産局水産振興課長 水産林務部水産局水産振興課参事 水産林務部水産局水産振興課主幹
		駐車場管理第1班長 駐車場管理第1班副班長	水産林務部水産局漁港漁村課長 水産林務部水産局漁港漁村課主幹
		駐車場管理第2班長 駐車場管理第2班副班長 同	水産林務部水産局漁業管理課参事 水産林務部水産局漁業管理課参事 水産林務部水産局漁業管理課主幹

備考 職名の欄に掲げる職にある者が2名以上いるときは、本部長が指定する者とする。

告 示	
北海道告示第764号	
北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。	
平成18年9月15日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
興行の種別	興 行 の 題 名 制 作 会 社 又 は 指 定 の 指 定 の 理 由 配 給 会 社 範 囲
映 画	ダニエラという女 クレストインターナショナル
同	新婚性教育 制服の花嫁 オープン映画
	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等

映 画 ラブホ・メイド 発射しちゃダメ オ ー ピ ー 映 画 全部 }
 同 SEX捜査局 くわえ込みFILE 同 }
 同 ホステル ソニー・ピクチャーズ }
 であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第765号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年9月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

大雪土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成18. 9. 1	理 事	永 山 喜 長	上川郡鷹栖町12線17号6番地
同	同	同	柏 倉 孝 之	旭川市東鷹栖4線15号683番地の6
同	同	同	立 野 隆 雄	同 1線19号1431番地の6
同	同	同	平 沢 信 之	同 8線17号1048番地の3
同	同	同	伊 林 正	上川郡鷹栖町11線5号5番地
同	同	同	久 保 茂 信	同 14線10号2番地
同	同	同	佐々木 辰 善	同 24線17号
同	同	同	西 永 邦 雄	同 14線13号3番地
同	同	同	池 田 清	同 比布町北2線3号
同	同	同	佐 竹 清	同 北町3丁目4番3号
同	同	同	定 岡 秀 樹	同 北1線16号
同	同	同	巻 茂 和	同 北6線14号
同	同	同	大 村 正 利	同 愛別町字愛山1025番地
同	同	同	木戸場 龍 男	同 字伏古529番地
同	同	同	野 澤 諭 吉	同 字愛別822番地の1
同	同	同	小 西 優 二	同 上川町字東雲1508番地の1
同	同	監 事	傳 里 隆 男	旭川市東鷹栖6線18号575番地の7
同	同	同	幕 田 厚 司	同 上川郡比布町北6線13号
同	同	同	溝 口 久 男	同 上川町字共進114番地
退 任	同 18. 8.31	理 事	永 山 喜 長	同 鷹栖町12線17号6番地
同	同	同	柏 倉 孝 之	同 旭川市東鷹栖4線15号683番地の6
同	同	同	吉 崎 照 雄	同 4線17号2032番地の4
同	同	同	平 沢 信 之	同 8線17号1048番地の3
同	同	同	立 野 隆 雄	同 1線19号1431番地の6

同	同	同	伊 林 正	同 上川郡鷹栖町11線5号5番地
同	同	同	西 永 邦 雄	同 旭川市東鷹栖14線13号3番地
同	同	同	久 保 茂 信	同 上川郡鷹栖町14線10号2番地
同	同	同	小 滝 信 治	同 12線3号4番地
同	同	同	佐々木 辰 善	同 24線17号
同	同	同	東 博 志	同 19線12号6番地
同	同	同	今 滝 英 雄	同 比布町北4線13号
同	同	同	佐 竹 清	同 北町3丁目4番3号
同	同	同	後 藤 政 光	同 北5線9号
同	同	同	五十嵐 満	同 北1線2号
同	同	同	林 茂 和	同 南1線4号
同	同	同	巻 茂 和	同 北6線14号
同	同	同	篠 永 勗	同 北1線10号
同	同	同	齋 藤 輝 桂	同 愛別町字協和1138番地
同	同	同	木戸場 龍 男	同 字伏古529番地
同	同	同	矢 部 正 芳	同 字金富154番地
同	同	同	野 澤 諭 吉	同 字愛別822番地の1
同	同	同	馬 淵 榮	同 字愛別1204番地の1
同	同	同	石 倉 進	同 字愛別1365番地の1
同	同	同	阿 部 信	同 字豊里586番地
同	同	同	阿 部 勝 一	同 字中央1086番地
同	同	同	荒 川 成 夫	同 上川町字共進135番地
同	同	同	小 西 優 二	同 字東雲1508番地の1
同	同	同	野 地 道 博	同 字菊水516番地
同	同	同	岸 田 浩 吉	同 字東雲1519番地の1
同	同	同	福 島 光 雄	同 字越路2151番地の1
同	同	監 事	傳 里 隆 男	同 旭川市東鷹栖6線18号575番地の7
同	同	同	藤 堂 徳 男	同 上川郡鷹栖町10線19号5774番地
同	同	同	岡 田 昇	同 8線12号3番地
同	同	同	道 下 竹 夫	同 比布町北5線10号
同	同	同	石 井 幸 春	同 北5線12号
同	同	同	幕 田 厚 司	同 北6線13号
同	同	同	平 井 昭 義	同 愛別町字金富449番地
同	同	同	大 村 正 利	同 字愛山1025番地
同	同	同	溝 口 久 男	同 上川町字共進114番地

退任	平成18. 8.31	監事	佐藤 績	同	字東雲1501番地の1	
神竜土地改良区						
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住	所	
就任	平成18. 8.18	理事	塩尻 芳央	同	深川市一已町字一已8932番地	
同	同	同	渡邊 勝弥	同	音江町字内園618番地	
同	同	同	宮岸 和幸	同	一已町字一已4428番地	
同	同	同	板垣 勝明	同	納内町字納内4900番地	
同	同	同	蓑口 邦夫	同	納内町字納内5428番地	
同	同	同	北村 薫	同	一已町字一已4489番地	
同	同	監事	吉田 秀昭	同	納内町北4 番36号	
同	同	同	村澤 広一	同	一已町字一已1863番地	
退任	同 18. 8.17	理事	塩尻 芳央	同	一已町字一已8932番地	
同	同	同	久保 文雄	同	納内町字納内5341番地	
同	同	同	安藤 秋廣	同	一已町字一已7431番地	
同	同	同	渡邊 勝弥	同	音江町字内園618番地	
同	同	同	宮岸 和幸	同	一已町字一已4428番地	
同	同	同	板垣 勝明	同	納内町字納内4900番地	
同	同 18. 8. 3	監事	大石 武雄	同	一已町字一已6710番地	
同	同 18. 8.17	同	吉田 秀昭	同	納内町北4 番36号	

北海道告示第766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年9月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日

土地改良区名

平成18. 9. 5

てしおがわ土地改良区

同

帯広市土地改良区

北海道告示第767号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（伏古第4地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、暗きよ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成18年9月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年9月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第768号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年9月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所

幌泉郡えりも町字東洋156の56

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第769号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年9月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所

斜里郡斜里町・常呂郡置戸町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第770号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成18年 9月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起 業 者 の 名 称
- 学校法人ゆうあい学園
- 2 事 業 の 種 類
- ゆうあい幼稚園移転改築事業
- 3 起 業 地
- (1) 収 用 の 部 分
- 北斗市追分地内
- (2) 使 用 の 部 分
- なし
- 4 事業認定をした理由
- 次のとおり（「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及び北斗市に備え置いて、一般の縦覧に供する。）
- 5 起業地を表示する図
- 北斗市役所
- 面の縦覧場所

北海道告示第771号

昭和36年北海道告示第2461号（北海道測量業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正する。
平成18年 9月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

場所の事項中「北海道建設部総務課用地管理室内」を「北海道建設部総務課内」に改め、閲覧規則第1条第2項及び第3項中「建設部総務課用地管理室長」を「建設部総務課長」に改める。

北海道告示第772号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。
平成18年 9月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 処 分 を し た 年 月 日
- 平成18年 9月 4日
- 2 処 分 を 受 け た 者
- (1) 商号及び代表者の氏名
- 協立運輸株式会社 須釜 義文
- (2) 主たる営業所の所在地
- 紋別市上渚滑町下渚滑13

(3) 建設業の許可の番号 般－15網第2948号

3 処 分 の 内 容 許可の取消し

4 処分の原因となった事実

申請者が建設業法第8条第7号及び同法第29条第1項第2号に該当する。

北海道告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年 9月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
当 別 浜 益 港 線 北海道札幌土木現業所	石狩郡当別町字青山5番地先から 石狩郡当別町字青山519番12地先 まで	前	29.90mから 37.10mまで	180.00m	――
		後	29.90mから 37.10mまで	180.00m	――
		後	8.40mから 17.50mまで	187.50m	――
函 館 漁 港 線 北海道函館土木現業所	函館市入舟町213番地先から函館 市末広町22番1地先（一般国道279 号交点）まで	前	13.63mから 18.18mまで	1,627.83m	一般国道279号 重複L＝10.89m
		後	13.05mから 31.71mまで	1,627.39m	一般国道279号 重複L＝10.39m
五 稜 郭 公 園 線 北海道函館土木現業所	函館市五稜郭町43番5地先（史跡 指定地）から函館市本町93番1地 先まで	前	15.00mから 39.35mまで	714.71m	――
		後	15.00mから 39.35mまで	714.71m	――
遠 軽 芭 露 線 北海道網走土木現業所	紋別郡遠軽町字弥生215番地先か ら紋別郡遠軽町字弥生220番地先 （湧別町界）まで	前	11.00mから 18.00mまで	472.30m	――
		後	18.00mから 49.00mまで	470.00m	――

北海道告示第774号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成18年9月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 旭川圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・46号 東 神 楽 線	旭川市4条通 22丁目	東神楽町南1 条東2丁目	旭川市旭神2 条5丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び東神楽町建設課

2 釧路圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・44号 久寿里橋通	釧路市川上町 10丁目	釧路市武佐1 丁目	釧路市鶴ヶ岱 3丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び釧路市住宅都市部都市計画課

3 栗沢都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の位置

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・3・1号 岩見沢栗沢通	岩見沢市栗沢 町耕成	岩見沢市栗沢 町最上	岩見沢市栗沢 町最上
幹線街路	3・4・2号 駅 通	岩見沢市栗沢 町北本町	岩見沢市栗沢 町最上	岩見沢市栗沢 町東本町
幹線街路	3・4・3号 栗 沢 南 幌 通	岩見沢市栗沢 町南幸穂	岩見沢市栗沢 町小西	岩見沢市栗沢 町南幸穂
幹線街路	3・4・4号 1 条 通	岩見沢市栗沢 町必成	岩見沢市栗沢 町南幸穂	岩見沢市栗沢 町本町

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び岩見沢市建設部都市計画課

4 留辺蘂都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の位置

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・3・1号 鉄 南 通	北見市留辺蘂 町泉	北見市留辺蘂 町旭西	北見市留辺蘂 町旭南
幹線街路	3・3・2号 温 根 湯 大 通	北見市留辺蘂 町昭栄	北見市留辺蘂 町松山	北見市留辺蘂 町温根湯温泉
幹線街路	3・4・4号 旭 通	北見市留辺蘂 町旭中央	北見市留辺蘂 町宮下町	北見市留辺蘂 町元町
幹線街路	3・4・5号 中 央 通	北見市留辺蘂 町元町	北見市留辺蘂 町旭西	北見市留辺蘂 町上町
幹線街路	3・4・9号 2 条 通	北見市留辺蘂 町温根湯温泉	北見市留辺蘂 町松山	北見市留辺蘂 町温根湯温泉

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び北見市都市建設部都市計画課

5 留辺蘂都市計画公園に係る事項

(1) 都市計画の種類 公園

(2) 都市計画を定める土地の位置

種 別 名	称	位 置
運動公園	6・5・1号 旭公園	北見市留辺蘂町旭公園

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び北見市都市建設部都市計画課

6 旭川圏都市計画公共下水道に係る事項

(1) 都市計画の種類 下水道

(2) 都市計画の名称 旭川公共下水道

ア 変更する部分

(ア) その他の施設の区域を変更する土地の区域

名称

亀吉下水終末処理場

変更前の区域

旭川市亀吉1条3丁目

変更後の区域

旭川市亀吉1条3丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び旭川市都市建築部都市計画課

北海道告示第775号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。 平成18年9月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項増毛漁業協同組合の事項を削る。	6 一般競争入札の公告 平成18年6月20日付け北海道宗谷支庁告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号
支 庁 告 示	道 警 察 本 部 告 示
北海道宗谷支庁告示第5号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成18年9月15日 北海道宗谷支庁長 日 野 健 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) ロータリ除雪車（2.2m・2,300t級） 2台 （ロータリ除雪車2台と交換） (2) 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・2W付 1台、S・G・1Wマックレー付 2台、S・G付 2台） 5台 （除雪トラック5台と交換） (3) 凍結防止剤散布車（自走4輪駆動、4.0m³級、溶液供給装置付） 1台 （凍結防止剤散布装置1台と交換） 2 落札を決定した日 平成18年7月31日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 北海道TCM株式会社 イ 住 所 札幌市西区発寒16条13丁目7番11号 (2)ア 氏 名 三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう イ 住 所 札幌市白石区中央2条1丁目1番93号 (3)ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所 イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号 4 落札金額 (1) 58,422,000円 (2) 136,920,000円 (3) 19,845,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	北海道警察本部告示第137号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成18年9月15日 北海道警察本部長 樋 口 建 史 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成18年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成18年9月15日に一般競争入札の公告を行う札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約 (2) 資 格 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特定役務の種類 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。 (1) 過去5年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (2) 平成18年11月1日から平成19年3月31日の間において、除雪作業に必要とする作業員及び除雪機械を稼働させ、次のとおり除雪業務を行うことができること。 ア 作業員及び機械を常駐（備）しない期間 トラクタショベル（ホイール型、容量1.5～1.7m³、可変ブラウ付き、運転要員を含む。）を使用し、除雪作業を行い、かつ、必要時間帯に普通作業員に従事させることができること。 イ 作業員及び機械を常駐（備）する期間 札幌運転免許試験場に次表に示す除雪機械を常備し、かつ、当該除雪機械の稼働に

必要な従業員及び普通作業員を必要時間帯に当該作業に従事させることができること。
ウ 常駐（備）期間等

ア、イに係る常駐（備）期間、必要人員及び形態等については、入札説明書で説明する。

除 雪 機 械	台 数	常 備 期 間
除雪グレーダ （ブレード幅3.7m以上）	1 台	平成18年12月 1 日～平成19年 3 月20日 （平成18年12月29日～平成19年 1 月 2 日を除く。）
トラクタショベル （ホイール型 容量1.5～1.7m ³ 、 可変ブラウ付き）	1 台	平成18年12月 1 日～平成19年 3 月31日 （平成18年12月29日～平成19年 1 月 2 日を除く。）
トラクタショベル （ホイール型 容量1.8m ³ 以上、 可変ブラウ付き）	2 台	平成18年12月 1 日～平成19年 3 月31日 （平成18年12月29日～平成19年 1 月 2 日を除く。）
ロータリ除雪車（162kW以上）	1 台	平成18年12月 1 日～平成19年 3 月20日 （平成18年12月29日～平成19年 1 月 2 日を除く。）
ダンプトラック （積載10 t 以上、差枠付き）	1 台	平成18年12月 1 日～平成19年 3 月20日 （平成18年12月29日～平成19年 1 月 2 日を除く。）
	1 台	平成19年 1 月 5 日～平成19年 3 月20日
道路作業車（ブラシ付き）	1 台	平成18年12月 1 日～平成19年 3 月31日 （平成18年12月29日～平成19年 1 月 2 日を除く。）

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、平成18年 9 月15日から10月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道警察本部告示第138号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年 9 月15日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式

イ 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託

(ア) 調達をする特定役務（除雪作業 1 時間当たりの単価）

除雪グレーダによる作業

トラクタショベル（容量1.5～1.7m³）による作業

トラクタショベル（容量1.8m³以上）による作業

ロータリ除雪車による作業

ダンプトラックによる作業

道路作業車による作業

普通作業員による作業

(イ) 調達予定数量

除雪グレーダによる作業 269時間

トラクタショベル（容量1.5～1.7m³）による作業 393時間

トラクタショベル（容量1.8m³以上）による作業 776時間

ロータリ除雪車による作業 301時間

ダンプトラックによる作業 323時間

道路作業車による作業 234時間

普通作業員による作業 2,719時間

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び業務処理要領による。

(3) 契約期間 平成18年11月 1 日から平成19年 3 月31日まで

(4) 履行場所 札幌市手稲区曙 5 条 4 丁目 札幌運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

平成18年北海道警察本部告示第137号に規定する札幌運転免許試験場コース及びコース

周辺除雪業務委託契約に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部施設課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入 札 日 時 平成18年10月27日 午前10時（送付による場合は、必着。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。ただし、単価契約に係るもの（1の(1)のイ）については免除する。

6 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道警察本部総務部施設課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4版用紙の入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

(3) 交 付 期 間 平成18年9月15日から10月11日まで

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額（1の(1)のイに係るものについては、単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1の(1)のイに係るものについては、単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の1の(1)のイに係る額及び1の(1)のイに係る額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）の合計額が最低である者を落札者とする。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1の(1)のイに係るものは見積もった契約金額の105分の100に相当する金額

を、1の(1)のイに係るものは消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

イ 1の(1)のイに係る落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

ウ 1の(1)のイに係る消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

エ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2282

9 Summary

A . The nature and extent of services to be procured :

- a . Workers and equipment ready 24 hours a day according to the contract "Snow Removal on the Sapporo Driver's License Examination Center Course and Its Vicinity"
- b . Workload according to the contract "Snow Removal on the Sapporo Driver's License Examination Center Course and Its Vicinity"

(a) Type of work to be contracted :

Motorized grading : cost per hour
Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³~1.7m³) : cost per hour
Tractor shovel plowing (cap. 1.8m³ or greater) : cost per hour
Rotary snow blowing : cost per hour
Dump truck operation : cost per hour
Operation of truck for road work : cost per hour
Miscellaneous work by unskilled laborers : cost per hour

(b) Estimated amount of work expected to be contracted :

Motorized grading : 269 hours
Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³~1.7m³) : 393 hours
Tractor shovel plowing (cap. 1.8m³ or greater) : 776 hours
Rotary snow blowing : 301 hours
Dump truck operation : 323 hours
Operation of truck for road work : 234 hours

Miscellaneous work by unskilled laborers : 2,719 hours

B . Bid submission time and date : 10 : 00 A. M., October, 27, 2006

C . For further information, please contact :

Property Management Section, Facilities Division, General Affairs Department,
Hokkaido Prefectural Police Headquarters Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo,
Hokkaido, 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Extension 2282

北海道警察本部告示第139号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年9月15日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

大型第一種運転免許用技能試験車両の賃貸借 6台（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成19年3月1日から平成25年2月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することが有り得る。

(4) 納入場所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 調達物品の保守点検整備が可能な者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成18年9月15日（金）から10月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 平成18年10月25日 午前10時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道警察本部総務部会計課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、3の(1)のウに申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）で、閲覧・印刷することができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

10 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured : Monthly fee for 6 large-size vehicles used in a driving test for the first class license
B . Bid tendering date and time : 10:00 A. M., October 25, 2006
C . Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan.
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

北海道警察本部告示第140号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年9月15日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 落札に係る物品等の名称及び数量

警察官（男性）用冬服上衣 1,453着
警察官（男性）用冬服ズボン 3,036本
警察官（男性）用冬帽子 1,107個
警察官（男性）用冬活動帽 814個

2 落札を決定した日

平成18年8月18日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社ムラカミ
(2) 住 所 札幌市中央区北13条西17丁目1番36号

4 落札金額

60,082,375円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年7月7日付け北海道警察本部告示第105号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第141号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年9月15日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

運転免許証作成システムの賃貸借 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成18年8月24日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 コニカミノルタアイディーシステム株式会社
(2) 住 所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

4 随意契約に係る契約金額

7,072,485円（月額）

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 氏 名 北海道警察本部総務部会計課
(2) 住 所 札幌市中央区北2条西7丁目